

令和6年2月19日

各団体御担当者様

中国運輸局自動車交通部

引越時期の分散に向けた周知について（依頼）

平素より、国土交通行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年4月から、引越事業を含めたトラック事業においては、ドライバーの時間外労働に上限規制が導入され、ドライバーの労働時間が短くなることで輸送能力に制約を生じ、今まで通りにモノが運べなくなる可能性が懸念される、いわゆる「物流の2024年問題」※に直面しています。

特に、引越事業においては例年3月から4月にかけて依頼が集中する傾向にありますが、3月は通常月と比べて引越件数が約2倍となっている上に、4月からは「物流の2024年問題」への対応も相まって人員と車両双方の確保が難しくなっています。

スムーズな引越しを行うためにはできる限りピーク時期を避ける等、御利用の皆様におかれましても御協力をいただくことが必要となって参りますことから、国土交通省及び全日本トラック協会、各都道府県トラック協会では別添のようリーフレットを作成し、広く周知を図っているところです。

つきましては、各企業においても、①従業員の皆様に対して引越時期の分散化に向けた呼びかけを行っていただくとともに、②従業員の皆様の異動時期の分散化についても可能な範囲で御検討いただくよう、貴団体傘下会員企業の皆様に対する周知について御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細な内容については国土交通省HP及び別添リーフレットをご覧ください。

（国土交通省HP）引越分散に向けたお願い

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000022.html



※「物流の2024年問題」とは

トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間（休日労働含まず）となります。

併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」（貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象）により、拘束時間等が強化されます。

この結果、我が国は、何も対策を講じなければ、2024年度には輸送能力が約14%不足し、このまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推計されています。

（問合せ先）

中国運輸局自動車交通部貨物課（担当 増村）

TEL：082-228-3438

Mail：cgt-chugokukamotsu@ki.mlit.go.jp